

みや わか

市議会だより



12月定例会

審議結果報告・賛否の分かれた議案	
平成30年度補正予算	P2
各常任委員会報告	P3~4
市長報告	P4
一般質問	P5~9
まちのわだい・編集後記	P10

No.60 平成31年2月1日号



審 議 結 果 報 告

12 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
議案第40号	民事調停の申立てについて	全員賛成可決
議案第41号	宮若市特別職職員の給与等に関する条例及び宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決
議案第42号	宮若市保育所条例を廃止する条例の制定について	賛成多数可決
議案第43号	宮若市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	賛成多数可決
議案第44号	宮若市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決
議案第45号	宮若市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決
議案第46号	平成30年度宮若市一般会計補正予算(第2号)について	全員賛成可決
議案第47号	平成30年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	全員賛成可決
議案第48号	平成30年度宮若市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	全員賛成可決
議案第49号	平成30年度宮若市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	全員賛成可決
議案第50号	平成30年度宮若市水道事業会計補正予算(第1号)について	全員賛成可決
議員提出議案 第6号	宮若市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決

◆ 賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
氏 名	谷口 重隆	山元 秀一	藤嶋 嘉子	清水 健太郎	柴田 裕美子	染矢 正次	安河 英幸	神谷 喜久雄	弓削田 敬	和田 善久	安永 友則	川口 誠	寶部 勝	島本 昌典	中島 健三	茅野 勝
議案名																
議案第42号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議案第43号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○

会計	補正前の額	補正後の額
一般会計	168億3,302万円	168億6,765万円
国民健康保険特別会計	37億9,611万円	37億9,751万円
簡易水道事業特別会計	1億1,718万円	1億1,730万円
公共下水道特別会計	8億7,523万円	8億7,903万円
水道事業会計(収益的支出)	5億885万円	5億1,014万円

各特別会計
一般会計
全員賛成で可決

補正予算は、左表のとおりとなっています。なお、今回の補正は、一般会計(第2号)は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費等の補正や債務負担行為等によるものです。また、特別会計は、債務負担行為等に伴うものと、一般会計同様、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費等の補正によるものです。

平成30年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算

12月定例会

委員会報告

総務委員会

委員長 神谷 喜久雄

宮若市特別職職員の給与等に関する条例及び宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、人事院勧告に基づく法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な質疑としては、「人事院勧告には総じて従うものか、それとも、各自治体に判断を委ねられるものか。」との質疑に対し、「公務員にストライキ権がないことを考慮されて、国は、民間に準じて改正を行い、地方公共団体は、国に準じて改正を行う。」との回答があり、「若年層の給与の引き上げは、どうなっているのか。」との質疑に対し、「1級、2級の職員で、月額1,100円から1,500円の引き上げとなり、現在、1級に27名、2級に14名の職員が在職している。」との回答がありました。

全員賛成で可決

教育民生委員会

委員長 中島 健三

宮若市保育所条例を廃止する条例の制定について

これは、民間の認定こども園が平成31年4月に開園することに伴い、2つの公立保育所を閉所するため、条例を廃止し、これに関連する条例の一部を改正するものです。

主な質疑としては、「公立から民間に変わっても、多子減免制度は、引き継ぐのか。」との質疑に対し、「現在本市が実施している多子減免制度は、引き継ぐこととなる。」との回答があり、「新認定こども園の定員を足しても、市全体の来年度の保育所定員は、現在より少なくなるが、新たに待機児童は出ないのか。」との質疑に対し、「平成31年4月開所を目的に建設予定の民間保育所の定員が75名であるので、定員の合計としては、平成30年度より増えることとなる。」との回答がありました。また、「スタッフの確保は、大丈夫か。」との質疑に対し、「新認定こども園のスタッフは、確保できていますと聞いています。平成31年4月開所予定の民間保育所は、現在募集中ということ

であるが、平成31年1月の土日に市役所主導の保育スタッフのための面談会を行い、民間保育所への採用につなげていきたいと考えている。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

これは、民間の認定こども園が平成31年4月に開園するなどの理由により、2つの公立幼稚園を閉園するため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑としては、「緑ヶ丘幼稚園の敷地は、今後どうするのか。」との質疑に対し、「緑ヶ丘幼稚園の敷地は、隣接する宮田小学校と一体として借地となっている。現在、幼稚園は、休園状態だが、建物を小学校の倉庫として、敷地を運動会等での駐車場として使用していることから、今後宮田小学校の再編の方針が決定した段階で、解体・返却等の協議を貸主と行っていきます。」との回答がありました。

また、「宮田北幼稚園と宮田南幼稚園も園児数が少ないが、今後も存続させるのか。」との質疑に対し、「園児数が少ないと、集団の中で育むという意義がなくなり、経営は厳しくなる。4・5歳児を複式学級で運営するなどの方法もあるが、今後さらに園児数が減少することも考えられるので、状況を見ながら判断する時期に来ている。」との回答があり、これに対し、「この2園は、3歳児教育をしていないこと

園児数が少ない理由の一つである。統廃合も視野に、長いスパンで検討してもらいたい。」との意見がありました。

全員賛成で可決

宮若市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

これは、法令の施行による基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な質疑としては、「運営を宮若市社会福祉協議会に委託しているが、管理監督は、きちんとできているか。」との質疑に対し、「問題点等が発生した場合、随時報告を受け、連携する体制を取っている。職員の体制も含め、今後も引き続き、継続していきたい。」との回答がありました。

全員賛成で可決

産業建設委員会

委員長 川口 誠

民事調停の申立てについて

これは、長期にわたり家賃等使用料を滞納している市営住宅入居者に対し、家賃等の請求についての民事調停を求めするため、法の規定により、議会の議決を求めたものです。

全員賛成で可決

宮若市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

これは、老朽化による空家住宅の用途廃止に伴い、管理戸数の変更が生じたため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑としては、「解体と維持補修は、どのように判断しているのか。」との質疑に対し、「平成24年度に市営住宅長寿命化計画を策定し、その中で、修繕対応と解体する住宅に区分している。」との回答がありました。

全員賛成で可決

市長報告

◆市長報告 1

若宮小学校跡地の民間事業者公募結果について

若宮小学校跡地の活用については、民間のノウハウや資金等を活用して事業を行うため、広く民間事業者の公募を行い、多様な定住関連施設の整備について具体的な検討を進めていくこととしています。また、配置計画の基本的な考え方として、敷地全体（面積約16,000㎡）を定住ゾーン（約

10,000㎡）と公共ゾーン（約6,000㎡）に区分し、定住ゾーンは、校舎棟跡地とグラウンドを含む区域として、公共ゾーンは、新設する宮若西児童保育所や既存体育館を含む公共施設を中心とした区域として、位置付けています。

民間事業者の公募にあたっては、50戸程度の方譲りマンションを1棟以上整備することなどの要件を付し、去る10月3日から11月2日にかけて公募をした結果、2社の民間事業者から応募がありました。

提案内容については、大学教授、地元自治会長、若宮商工会、PTA連合会から選出された方及び市関係部局の職員から成る評価委員会において、審査及び評価を行った結果、福岡市に本社を置く(株)シフトライフを優先交渉権者として選定しています。

同社の提案内容については、早期の事業実施を希望し、第1期工事で、52戸の方譲りマンション、単身者向け60戸の賃貸マンション、モデルルームを整備し、続いて第2期工事で、単身者向け90戸の賃貸マンション、憩いの場としての公園を整備する、段階的な整備計画となっています。

今後は、周辺地域へ説明を行い、意見を聴取するとともに、優先交渉権者とは、事業実施等に係る基本協定書の締結、また、土地売買契約の協議を進め、協議成立後には、市議会へ財産処分に係る議案の上程を行うなど所定の手続きを進めまして、魅力ある跡地の活用の実現を図ってまいります。

◆市長報告 2

バス路線の廃止について

JR九州バス(株)が運行しています福岡線と飯塚線の2路線について、平成31年10月1日をもって廃止する旨の意向が平成30年9月26日に書面にて示されました。

この2路線については、市民にとって重要な公共交通手段であるとの判断から、赤字が続く路線でありましたが、企業の負担とともに、国、県、本市を含む沿線自治体からの補助金も受けながら、企業努力により路線運行を継続してきました。しかし、利用者数の減少は著しく、運転手の確保が困難になっている事情も加わって、これ以上の路線の維持が困難な状況になったことから廃止の決定に至ったとのこと。

この2路線は本市にとって必要な路線であることから、引き続きJR九州バス(株)に対して路線継続に向けた要請を行っていきますが、大変厳しい状況ですので、廃止になった場合を想定した代替対策についても、福岡県や沿線自治体と連携しながら、対応を進めていくことにしています。

◆市長報告 3

民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者を対象とする民事調停については、平成29年9月定例会において7名、平成30年6月定例会において2名に対する申立ての議決を得たところです。

平成29年9月定例会において議決を得ました民事調停対象者7名については、2名が申立て前に納付したため、残りの5名に対し、平成29年10月24日に直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、3名が申立て後に納付し、1名について調停が成立しています。残る1名については、調停に出席せず不成立となったため、平成29年12月4日に福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟を提起し、平成30年2月27日に勝訴の判決を得ました。その後、平成30年7月5日に福岡地方裁判所直方支部へ強制執行の申立てを行い、平成30年8月10日に完了しています。

次に、平成30年6月定例会において議決を得ました民事調停対象者2名については、1名が申立て前に納付したため、残りの1名に対し、平成30年7月9日に直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、申立て後に納付しています。

行政運営について伺う。



川口 誠

問 第1次宮若市総合計画より第2次宮若市総合計画へと移行する中で、引き続き対処すべき事項とその進捗状況について伺う。

答 市長 第2次宮若市総合計画・前期基本計画において、第1次宮若市総合計画の検証や市民意識調査、宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の位置付けとの整合性を図りながら、基本構想に掲げたまちづくりの目標を達成するために、計画期間にその成果が強く望まれる重点施策は、産業強靱化、定住促進、こども育成、地域連携の4つを重点プロジェクトとして位置付けています。これらの重点プロ

ジェクトに第1次宮若市総合計画から引き続き位置付けている施策は、産業強靱化プロジェクトでは、就農者の育成支援、6次産業化の推進、企業誘致の推進、定住促進プロジェクトでは、住宅・土地供給の促進、定住促進施策の推進、こども育成プロジェクトでは、子育て支援体制の充実、子どもの保育・教育環境の充実、地域連携プロジェクトでは、農業などと連携した観光の推進、包括的な高齢者福祉体制の充実、既存ストックを

活用した交流事業の充実、企業との連携促進を掲げています。平成30年度から平成34年度までの第2次宮若市総合計画・前期基本計画に掲げた重点的な施策の実現を図り、市民・地域・産業が賑わう住みよいまちを目指して、スピード感を持って積極的に各種事業に取り組んでいきます。

問 工場適地調査の進捗状況について伺う。

答 市長

平成29年度、福岡県が造成した磯光工業団地は、全ての区画が完売し、本市四郎丸の市有地に自動車関連企業であるビューテック(株)の進出が決定しました。

この様に企業進出が相次ぐ中、その後も複数の企業から工場用地の照会があることから、新しい受皿となる工場用地の確保が急務となっております。このことから、平成30年度、市内工業団地の適地調査を実施していますが、現在の進捗状況としては、市内全域における土地利用規制などの法的条件、周辺の道路環境、交通アクセスなど様々な角度から整理・分析を進め、今回の調査では、民有地を中心とした複数の工業適地を抽出することとしています。

地方税制度と滞納を問う。



中島 健三

問 納税・滞納の現状を尋ねる。

答 市長

納税は、納税通知書及び納付書等により納付しますが、もし、納期限までに納付が無い場合は、督促状を送付し、更に、期日までに完納されない場合は、国税徴収法の例により財産差押などの滞納処分を実施します。平成29年度市税では、現年度調定額48億5,280万円に対し、収入済額48億9,111万円、収納率99.1%であり、滞納繰越調定額3億1,749万円に対し、収入済額4,955万円、収納率15.57%となっております。国民健康保険税では、現年度調定額5億6,908万円に対し、収入済額5億3,157万

円、収納率93.38%であり、滞納繰越調定額2億3,956万円に対し、収入済額3,836万円、収納率16.02%となっております。

問 市職員の残業を問う。

答 市長

職員1人当たりの時間外勤務の推移は、月平均で平成27年度が12・1時間、平成28年度は13・15時間、平成29年度は13・9時間となっております。

勝野・長井鶴線の現状を問う。

答 市長

現在、勝野・長井鶴線では美里ヶ丘から矢萩団地までの間で舗装が終わっていない区間があります。この区間は、現在も工事が進められ、県の事業計画では、舗装工事については、一部完成箇所を除き、供用開始前にこの区間全域を行う予定です。

問 不法投棄がされているが、県土整備事務所に伝えているのか伺う。

答 市長

県の管理区域であれば、直方県土整備事務所へ報告し、通行に支障がある場合は、本市で対応するケースもあります。

問 具体的にどのような時に残業が多くなるのか伺う。

答 市長

具体的には、税の賦課時期、児童手当等の各種申請の受付時期、選挙の実施時期、災害発生など予期せぬ事象への対応時等があります。

本市における保育環境・保育行政の現状と対策について問う。



柴田 裕美子

問 課題の洗い出しと方向性について伺う。

答 市長

主な課題は、施設整備と保育士不足です。

保育施設の整備は、現在、市内で2カ所の民間保育施設が建築中であり、施設整備は着実に進んでいると考えています。

保育士の確保は、喫緊の課題であり、平成30年度から市内の保育所で勤務する保育士のための家賃補助制度や就労支援給付制度を設けるなど、保育士の流出防止策を講じていますが、依然として保育士不足が続いていますので、今後とも市の広報やホームページを活用した求人案内や市主催の保育スタッフ面談

会を継続して実施していきます。

問 平成31年10月から幼児教育・保育の無償化に伴う影響と対策について伺う。

答 市長

国からの通知では、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの利用料が無償化されることに加え、0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯が無償化される制度となっております。しかし、現時点では、無償化に関する市町村での行政手続の方法や国と地方の負担割合などが示されていないため、影響とその対策は、不透明な状況です。

問 保育の量的拡充と質の向上について伺う。

答 市長

保育の量的拡充は、

平成31年度から新たに民間の認定こども園と保育所が開設しますが、両施設の保育スペースの面積の合計は、現在の公立保育施設よりも広くなることから、保育士の確保ができれば入所定員を増やすことが可能となります。また、国が推進しています企業主導型保育事業は、公益財団法人児童育成協会に対して、市内の3カ所の事業者が申請を行っており、現在、審査中であるとの報告を受けています。

また、保育の質についてですが、保育の質の確保を目的に国が保育所保育指針を定めています。各保育所は本指針の基本原則を踏まえ、保育の質の向上に努めなければならぬとされ、これまでと同様に、本指針に基づく定期的な指導監査を県と市で実施していきます。

地域公共交通政策について問う。



山元 秀一

問 超高齢化社会を迎えるにあたり、公共交通へのニーズは高まりつつあるのではないかとと思うが、本市における交通事業者やコミュニティバス事業の状況と今後の取組について伺う。

答 市長

本市の地域公共交通の現状は、本市が運行するコミュニティバスが8路線、JRや西鉄等の交通事業者が運行するバス路線が4路線、鞍手町が運行し本市に乗り入れている路線が1路線の計13路線となっております。

超高齢化社会を迎える中、高齢者を始め、通勤や通学、買い物や通院など、市民の日常の移動手段としての公共交通の確保は重要で

あり、また、大きな課題の一つと考えています。

今後、利便性の向上や効率的な運営に向け、随時、見直しを行うこととして、予約制乗合タクシー制度への切替えや運行路線の再編等、必要に応じて検討していきたいと考えています。

問 市民の重要な移動手段である公共交通を、より利用しやすいものとして提供する必要があるのではないかと考えるが、利用者のニーズの調査・対応について伺う。

答 産業観光課長

平成28年度にバス利用について実施したアンケート調査があり、回答として、運行時刻や待ち時間、バス停の距離といったものが多くありました。調査の結果を踏まえ、一例として、中有木線については、通院を目的

とする利用者ニーズに適した運行時刻の見直し、病院までのルートについては、ドアツードアの方式を導入といった形での対応を行っています。

問 高齢ドライバーによる交通事故の増加が危惧されているが、運転免許証の返納促進対策について伺う。

答 総務課長

近隣で取り組んでいるのは、免許返納時に限り一定の助成をするというのですが、2年目以降は、措置がありません。本市も関係部署で協議を重ね、免許返納者に限らず高齢者あるいは障害者を持っている方の交通手段の確保が必要であるというところでの検討はしています。しかし、根幹となるのは公共交通体系の整備と考えており、免許返納者に関する施策は考えていません。

若宮小学校跡地利活用について伺う。



藤嶋 嘉子

問 住民の意見は反映されるのか伺う。

答 市長

若宮小学校跡地の利活用は、魅力ある跡地の利活用を図ることとし、民間のノウハウや資金等を活用するため、民間事業者の公募を行い、今般、優先交渉権者の選定を行ったところです。

今後の住民の意見を反映させる取組としては、優先交渉権者と提案内容について具体的な協議を進めるとともに、優先交渉権者の提案内容を基本として、周辺地域への説明を行う予定とし、その中で地域からの意見集約を図っていききたいと考えています。

問 定住促進にどのように寄与するのか伺う。

答 市長

今回提案された事業計画書では家族向けの52戸の分譲マンション、単身者向けで合計150戸の賃貸マンションの整備を行う提案がなされています。本事業の実現により、新たな定住施設が整備されることとなり、定住促進、賑わいの創出など地域の活性化に大きく寄与するものと考えています。

問 住民説明会でのさまざまな意見を集約して、事業に反映をすることができるとのことか。

答 まちづくり推進課長

住民説明会で、どのような意見が出されるのかわかりません。全て意見を反映させるということはできないかもしれませんが、可能な限り市民の意見は取

り入れていきたいと考えています。

問 若宮小跡地は、地区拠点として若宮コミュニティセンター、小中一貫校、若宮幼稚園などが集積された場所である。イベントや講演会などが行われたときは、必ず駐車場が不足している。この若小跡地を定住化に利用することで、地区拠点に市民が多目的に利用できる新たな公用地を確保する考えはあるのか。

答 市長

スペースがあり利活用が可能であれば、可能性はゼロではないと思います。ほとんど空き地というものが少ない状況ですので、新たな公有地の確保は、難しいと思っております。

行政運営は法律・条例・規則に則って運営執行されているのか尋ねる。



茅野 勝

問 運営上、市職員に重大な非違行為があった場合どう取り扱うのか伺う。

答 市長

職員が行った行政運営上の重大な非違行為に対する対応としては、一般的には、まず当該非違行為に至った経緯等について事実確認を行います。その後、任命権者が地方公務員法第29条に規定する処分を付すべきものと判断した場合、宮若市職員の懲戒処分の基準要綱に基づき、その非違行為が市民若しくは行政運営に与える影響、故意又は過失の度合いや当該職員の日常の勤務態度等を総合的に勘案し、具体的処分の内容を検討します。

問 学校図書との購入方法と副教材の選定について尋ねる。

答 副教材の選定と購入の方法と今後のあり方について伺う。

問 教育長

学校図書の購入にあたっては、各学校で購入を希望する図書を選定し、それを教育委員会の担当課において、学校ごとに市内の図書取扱業者から見積書を徴取し、価格が安い業者から購入しています。副教材は、保護者負担で購入するものであることを踏まえ、保護者の負担軽減も考慮するとともに、副教材の使用に当たり、学習指導に適した教材の選定、購入を行うよう学校に指導を行っていきます。

問 辻ヶ峯・前隈線に指定しているのか尋ねる。

答 辻ヶ峯・前隈線について伺う。

問 教育長

市内の小中学校の通学路は、交通量や道路の状況等を勘案し、児童・生徒が安全に通学できる路線を選定し、学校ごとに指定しています。

辻ヶ峯・前隈線は、宮田南小学校、宮若東中学校へ直接つながる路線であり、現在、一部未整備の部分がありますが、平成29年度、当該箇所の一部改良が実施され、グリーンベルトを設置する等の対策を講じ、両校の通学路の一つとして指定されています。

通学時の安全指導は、各学校において、年度当初に、児童・生徒に対し、校区内の危険箇所の周知や登下校時の交通ルールの遵守等について指導を行っています。

問 通学路は児童・生徒、住民が安全に使用できるよう

子育て世帯について問う。



和田 善久

問 更なる定住化促進を進めているが、子育て世帯に対する新たな優遇制度等の施策を検討しているのか問う。

答 市長 子ども医療費公費負担制度、就学援助、多子世帯保育料減免事業などを始め、国や県の制度の活用及び市独自の子育て世帯支援施策を行っています。

本市において実施している子育て世帯に対する施策は、引き続き行っていくますが、新たな施策は、今後の国や県の動向を注視しながら対応していきます。

福岡県教育委員会の「教職員の働き方改革取組方針」について問う。

問 福岡県は「教職員の働き方改革取組方針」を発表し、各市町村に取組を促しているが、この内容と本市の取組状況、今後の方針について問う。また、平成29年8月の中央教育審議会からの緊急提言についても問う。

答 教育長

平成29年8月に中央教育審議会より出された緊急提言の内容については、1点目が、校長及び教育委員会は、学校において勤務時間を意識した働き方を進めること、2点目が、全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと、3点目が、国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させることとなっております。

その後、平成30年3月に、福岡県教育委員会が策定した、教職員の働き方改革取組指針は、県立学校におい

て、平成30年度からの3年間で、超過勤務時間を20%削減することを目標に、教職員の意識改革や業務改善の推進、部活動の負担軽減、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等の取組を示したもので、市町村立学校にも同様の取組を求める内容となっております。

本市においても、平成29年度に教職員の勤務実態の調査を行い、宮若市立学校における働き方改革検討委員会を設置して、国の緊急提言や福岡県の指針を参考に、平成30年11月に宮若市立学校における働き方改革取組指針を策定しました。

この指針に基づき、勤務時間の適正な把握、定時退校日の設定、学校閉庁日及び閉庁時間の設定、部活動の休養日の設定等、超過勤務時間の削減に向けた各取組を実施していくこととしています。

地域担当制について問う。



清水 健太郎

問 地域担当制の具体的な内容について問う。

答 市長

職員地域担当制度は、協働のまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図ることを目的として、実施しているところです。

本制度の運用に当たっては、本市自治会長会で定めるブロック単位で実施し、平成24年度から若宮ブロックにおいて制度を開始し、現在では全8ブロックのうち7ブロックまで導入が進んでいます。事業内容としては、防災訓練、研修会趣向を凝らした地域イベントの開催など地域と職員が協働して多様な事業を実施しています。

ロックも、今年度中の制度導入に向けて協議を重ね、今後も職員地域担当制度を通じて地域コミュニティの活性化、更には協働のまちづくりを推進していきます。

農業観光振興センターの整備計画について問う。

問 整備の進捗状況と今後の取組について問う。

答 市長

農業観光振興センターの整備の進捗状況は、平成29年度に策定しています宮若市農業観光振興センター整備基本計画を踏まえ、平成30年度内に基本設計を取りまとめることとし、現在、委託業者と協議を進めているところです。

今後の取組は、基本設計の策定後、実施設計の策定、周辺地域や関係機関等との協議など、必要な手順を踏まえながら、平成33年度

の供用開始に向け、整備を進めていくこととしています。

産業観光課長

基本計画の検討段階でも、情報発信等で脇田温泉や観光協会との連携を図ることとしています。新たな施設については、市や観光協会等のホームページ等での周知を行っていきたく考えています。が、足湯というアイデアも一つのPRになるものと考えています。

新たな施設がオープンした後は、施設内外のイベントとの連携や、自らによるイベントの実施等も考えられるため、観光協会や脇田温泉の温泉組合などと協議し、附属的な施設等についても十分検討を行っていきたく考えています。

若宮小学校跡地の活用について尋ねる。



安永 友則

問 この件について、議会で報告があったが、これまでの取組、経緯を伺う。

答 市長 平成30年2月定例会において、各学校施設等跡地の全般的な利活用に関する基本的な考え方を示した、宮若市学校施設等跡地利活用方針を報告しています。その中で、若宮小学校跡地の利活用方針は、定住関連施設として位置付け、平成30年9月定例会において、同跡地の利活用は、民間のノウハウや資金等を活用するために広く民間事業者を公募し、多様な定住関連施設の整備について具体的な検討を進めることとして報告を行いました。

これに基づいて、事業者の公募を行い、事業計画等について評価を行った結果、(株)シフトライフを優先交渉権者として選定しています。

本跡地周辺は、本市地区拠点として、各種公共施設や交通拠点が集積するなど利便性が高く、地域活性化と魅力づくりを図る上で重要な地区であることから、今後は周辺地域への説明を行い、優先交渉権者とは、事業実施等に係る基本協定書の締結、また、土地売買契約の協議を進め、協議成立後には、市議会へ財産処分議案の上げを行うなど所要の手続を進め、魅力ある跡地利活用の実現を図っていきます。

問 地域の方に説明をするということが大事だと思うが、住民説明会は、行ったのか。

答 まちづくり推進課長 この事業の実施にあ

たり、平成30年8月に地域の代表の方である若宮ブロックの自治会長7名に対して、本事業の内容の説明を行っています。説明の内容は、民間のノウハウや資金を活用して、広く民間事業者を公募して多様な定住関連施設の整備を図るというものです。

問 事業者の提案で単身向けの賃貸があるが、これは、定住促進の目的に合うのか。

答 市長

提案の背景には、ある程度の根拠があると思うので、これは、今から詰めていきます。単身者向けの賃貸も、一定の期間かもしれませんが、居住することから、私は、あったほうがいいと考えています。将来の宮若市に居住してくれる候補者であることは間違いないと考えています。

市議会を傍聴してみませんか。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は **3月1日(金)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。
※小さなお子さんをお連れの方は議事堂への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。



本会議をネット配信(録画放送)しています。

宮若市ホームページ
<http://www.city.miyawaka.lg.jp/>

市議会

『議会中継』
よりアクセスください

宮若市議会
映像配信
WEBCAST



パソコン・スマートフォン・タブレットからいつでも、どこからでも視聴できます!

ながらスマホはやめましょう。



ギラヴァンツ小中学生サッカー教室



清水寺竹灯籠 (写真同好会提供)



どんど焼き



日本一の大門松祭

編集後記

「おぎゃーおぎゃー」と元
 気な男の子が昨年12月3日に
 誕生しました。私の第4子
 で、小さな小さな命の誕生で
 す。この事をきっかけに、少
 し命について考えてみまし
 たら。
 子どもは宝だとよく聞かま
 す。まさしくその通りだと思
 います。
 今からの未来を生きていく
 命。

しかし、子どもだけが宝で
 はありません。私たち現役世
 代も、現役を退いた引退世代
 も、みんな同じ宝だと感じて
 います。

子ども、大人、高齢者と、
 年齢の違いがあろうと、みん
 な同じ尊い命。

命を「思い合う」いい機会
 だと感じました。

清水 健太郎

議会広報調査特別委員会

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 柴田 裕美子 |
| 副委員長 | 山元 秀一 |
| 委員 | 中島 健三 |
| 委員 | 清水 健太郎 |
| 委員 | 谷口 重隆 |
| 委員 | 川口 誠 |
| 委員 | 染矢 正次 |